

市営浄化槽設置同意書

小城市長 様

小城市市営浄化槽条例に基づく設置の申請にあたり、以下の事項について同意します。

年 月 日

(設置申請者)	{	住所又は 所在地	⑩
		氏名又は 名称及び代表者名	
(※設置申請者が土地 所有者でない場合) (土地所有者)	{	住所又は 所在地	⑩
		氏名又は 名称及び代表者名	

- 1 市営浄化槽（送風機を含む。）の設置工事は市が施工し、排水設備は申請者において市営浄化槽の設置完了の日から 1 年以内に工事を完了します。
- 2 上記の設置申請者が申請した市営浄化槽の設置に係る土地を無償で市の使用に供するものとし、土地の使用期間は当該浄化槽が不要となるまでとします。
また、当該土地に係る租税公課はこれまでどおり土地所有者等の負担とします。
- 3 排水設備の維持補修は、申請者が行います。
- 4 市営浄化槽の設置、設置するために必要な調査、検査、補修、維持管理、又は排水設備の検査のため、市の職員又は市から委任を受けた者が、当該設置に係る建物又はその敷地に立ち入ることに同意します。
- 5 市営浄化槽の浄化槽本体を移設し、又は撤去する場合は、事前に市と協議します。
また、自己の都合により市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 6 市営浄化槽が設置された建築物、土地、排水設備の権利を移転するときは、あらかじめその旨を市長に届け出るとともに、使用条件の全てを譲受人に継承するものとします。